

行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

[議事録 2/3]

・NHK 理事の任命の同意

○吉川沙織君

その経営委員会では、一昨日、第 1258 回の経営委員会だと思いますが、一昨日の経営委員会で理事の任命の同意が行われております。



一括で経営委員会は同意したと報じられてもいますし、委員長も経営委員会の後のブリーフィングでそのようにおっしゃっています。2 か月間にわたり専務理事が 2 人空白、こういった状態が続いていた理事ポストを含め、今回、

一期二年だろうが、二期四年だろうが、任期を迎えた全ての理事が交代する結果となっています。

2 年前のこの委員会で私は、経営委員会の当日、即日同意に対して、放送法施行規則第 19 条第 2 項の趣旨に反する旨を指摘をさせていただきましたが、今回はどうだったのでしょうか。経営委員長、人事案は前で提示されたと思いますが、どの段階で提示されましたか。

○参考人(浜田健一郎君)

慣例に基づき、事前に、月曜日だったと思いますけれども、人事案をいただいております。



○吉川沙織君

放送法施行規則第 19 条第 2 項、「委員長は、経営委員会の招集の通知を行うときは、原則として、事前に十分な時間的余裕をもつてそれを発出するものとし、」となっています。

1258 回の経営委員会は 4 月 12 日、一昨日でございました。提示を受けられたのは前日だ、これは十分な時間的余裕を持つてのことだとお考えでしょうか、経営委員長。

○参考人(浜田健一郎君)

中身にもよりますけれども、私どもが受けた感じは、今まで十分局長時代活躍された方が案として載っていたわけで、まあそういう時間はあったのかなというふうに思っています。

○吉川沙織君

経営委員会後の委員長ブリーフィングで、理事の人事案についての感想はと委員長問われて、いわゆる下



馬評に挙がっていた人が順当に挙がってきたという感じとお答えになられていますので、今の答弁からしたら順当な人事だと委員長としては捉えていらっしゃるということだと思いますが、幾つか気になる点がございまして、会長にまず伺いたいと思います。

今回任期迎えた方は全員交代となりました。そして、新たな担務とともに発表されておりますが、今回、技師長、昭和 39 年からこの技師長というのが規程によ

り設けられていると承知しておりますが、技術職以外の方が技師長になったという例を私は知りません。過去に技術職以外の方が技師長になった例があるのかないのか、まずお答えいただきたいと思います。

○参考人(靱井勝人君)

ございません。

○吉川沙織君

昭和 39 年に NHK には技師長というポストが規程により設けられました。今、会長から過去に技術職以外の方が技師長になった例はないということを伺いました。

今、4K、8K、これ総務省も中心になって進めています。4K、8K 時代、それから技術革新の時代に、技術系の役員、しかも技師長が技術系出身でもない。本当にこれでよいのでしょうか。経営委員会でもこのことに関してはやはり議論になったのではないかと思います、経営委員長、いかがでしょうか。

○参考人(浜田健一郎君)

まず、私といたしましては、今回の人事は新たなスタートを切るという会長の決意を反映したものだというふうに受け止めております。

技術職に関する御指摘は、経営委員会の中でも様々ありました。ただ、役員に必ず各職



種から出さなければならないということもないわけなんですけれども、やはり NHK の中における技術というのは今後の放送行政の中では大きな重みを持つということは我々も認識をもちろんしております。

それで、経営委員会の会議を中断しまして、会長に本件についての善処を求めました。それに対して会長の方から、前向きに対応いたしますという回答がありましたので、経営委員会としては議決をしたということでございます。

○吉川沙織君

今経営委員長から御答弁をいただきました。実際に、経営委員会後の記者ブリーフィングでも同じようなことをおっしゃっています。

経営委員会でもかなり議論になった、技術は重要であり、技術担当役員は先を見通していくという役割でもある、そういう中で技術出身役員がいなくていいのかという議論はあった、

その議論を踏まえて会長とも話をして善処を求めた、中断されて善処を求めたということは今初めて承知しましたが、これに会長としては対応されるということであった、理事としてではないがと、これブリーフィングを見ると付いています。

会長、そういうことなんでしょうか。



○参考人(靱井勝人君)

そのとおりでございます。

○吉川沙織君

放送法第 49 条、「協会に、役員として、経営委員会の委員のほか、会長 1 人、副会長 1 人及び理事 7 人以上 10 人以内を置く。」。つまり、理事という役職は、放送法、いつも会長、遵守されると常におっしゃっています、この放送法に規定されている NHK の役員は、会長であり、経営委員であり、副会長であり、そして理事です。その理事に技術出身の人を、放送行政がこれから求められる中、1 人も置かないということは、この放送法の趣旨にのっとってもいかがなものかと思いますが、本当に理事として今後再考する予定もないということよろしいのでしょうか。

○参考人(靱井勝人君)

御質問の趣旨はよく分かるんですがございますけれども、私は、技師長という役職は、理事の中での技師長は、技術部隊をマネージする、こういうポジションであると思って



おります。

御理解いただけと思うんですが、実務における技術は、実際には技術局長もおりますし、技術研究所長もおりますし、そういう人たちが実務的に技術をつかさどっていている、リードしていていると。その中で、3,000 人の技術部隊をどうやってマネージしていくか。これは必ずしも技術だけではないわけでございます。いわゆる人事もあれば、そういうコンプライアンスの問題、ガバナンスの問題等々があるわけでございます。



そういう意味におきまして、技師長という名のところにいわゆる文系の理事が付く

ということに抵抗があることはよく分かりますし、経営委員会でも随分その点を指摘されました。現実には、したがって、私は、その技術局長か研究所長か、こういう人を我々のマネジメントの会議に出てもらう、こういうことによって技術部隊と経営のコミュニケーションを良くすると。一方、技術局長は当然理事会には出ているわけで、あつ、技師長は出ているわけですから、この技師長は今回は文系でございますけれども、あくまでも技師長で技術集団のマネジメントを行う、こういう役割でございます。

○吉川沙織君

今回、技師長は一期二年で退任を余儀なくされます。会長は、会長就任後、2 年前の平成 26 年 4 月 22 日、第 1212 回の経営委員会において今回一期二年で退任をさせる技師長をお選びになっています。このときの会議録、議事録を見ますと、「浜田氏は、技術の生え抜きです。久保田技師長の後任としてふさわしい方だと思います。」と言って推薦なさっています。



2 年前、今の技師長をお選びになるときも、マネジメントが必要だとか、そういう説明をされて任命されているならいざ知らず、2 年前は技術の生え抜きということを理由に今の技師長を置いているわけです。ですので、やはり少し疑義を感じざるを得ないという、こういう懸念を申し上げて、更にもう一つ会長にお伺いしたいと思います。

今回の人事において、昨年理事に任命されたばかりのお一方がたった1年の理事経験で専務理事に昇格されています。過去に同様の事例はございますでしょうか。

○参考人(靱井勝人君)

私自身でひもといたわけではありませんが、過去にもそういう例はあるというふうに聞いておりますし、そう認識しております。

○吉川沙織君

過去の例を教えてくださいとお願いいたしております。

○参考人(靱井勝人君)

昭和33年理事が34年に専務理事になっております。それから、39年の理事任用者が40年に専務理事になっております。それから、45年の理事が46年には専務理事になっております。

○吉川沙織君

今会長から答弁をいただきました。専務理事に、理事になったばかりの人が1年の理事経験で、2年目で専務理事に昇格した例というのは過去に3例、昭和46年の例が最後です。45年にわたってこんな例ありません。

日本放送協会定款第36条によれば、「専務理事は、会長の定めるところにより、本協会を代表し、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を掌理」するのに対して、「専務理事以外の理事は、会長の定めるところにより、本協会を代表し、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を分掌」とされています。よって、専務理事と理事ではその果たすべき役割は大きく異なっています。



だからこそ、NHKにおいては、45年にわたって、理事は一期二年やって、その後、退任していただくか、それとも専務理事に昇格していただくか、こういうことを積み重ねてこられたんだと思います。

会長、いかがでしょうか。

○参考人(梶井勝人君)



私は、人事は適材適所ということで行っているつもりでございます。

この40年間、1年で専務理事になった例がないということですが、今回の件についても、私はまさしく適材適所の方針で、1年しか理事をやっていない人を専務理事に任命したわけでございます。

○吉川沙織君

適材適所という、こういう御答弁でございました。

去年、今回理事から専務理事に昇格される方をお選びになるときの平成27年4月14日、第1235回経営委員会、理事の任命の同意に係るところでこの方のことを称して、「放送法の神様」といわれている人で、従来はスペシャリストとして、役員の道は歩んでいなかったのですが、昨今、国会審議などいろいろな場で放送法を参照しながら議論するケースが大変多くなっている環境下では、理事会



に、そのような視点を持った人が必要だと思いました。」そして、続いて、「放送法を中心にした考え方ができる専門性は経営上非常に大事だと判断しました。」

これは、日本放送協会の定款第36条に定める専務理事と理事の違い、顕著に表れています。理事であれば分掌です。専務理事であれば掌理する。掌理と分掌では大きく違います。専門性を大事にして理事に昨年登用したのであれば、少なくとももう1年は分掌させて経験を積ませるべきだと思いますが、このような観点に関して経営委員会では議論されましたでしょうか、経営委員長。

○参考人(浜田健一郎君)

経営委員会では議論しておりません。専務理事の指名は、定款に基づき、会長の権限で行われるものと理解しております。

専務理事の指名につきましては4月12日の経営委員会で会長から報告を受けておりますが、私といたしま

しては、会長が御自身の権限に基づき、諸条件を勘案して判断されたものと認識をしております。

○吉川沙織君

確かに2年前のこの委員会でも相当議論をさせていただきました。担務も含めて、理事の選任、人事権は会長にございます。ただ、それが本当に、本当にNHKのためになるのか、受信料をお支払いいただいている視聴者や国民のためになるかという観点で経営委員会はその機能を最大限本当に発揮していただきたいという思いです。

しかも、この国会でも、法規、先例に基づいて様々な議事運営や委員会運営が行われています。もちろん、明文化されていないものもございませぬ。NHK だって、定款には専務理事と理事の役割の違いを明確に明記し、実際、その運用として1年で理事になることを妨げるような文言はどこにもありません。でも、45年にわたって、理事になったばかりの人を2年目で専務理事にするということは45年間にわたって行われていなかったという重みは受け止めて、今後は判断をしていただきたいと思います。



続きの議事録(3/3)は、[こちら](#)です。